

学校(園)における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応(フロー図)(令和2年7月10日時点)

別紙



- ◆患者発生に備えた体制整備
 - 学校医や学校薬剤師等と連携した学校の保健管理体制の構築
 - 緊急連絡網(電話・メール)
 - 緊急対応用の物品(マスク、消毒液等)
 - 患者発生時等の報告様式の確認(令和2年6月26日付け教保第545号第13報-③)
 - その他
- ◆患者発生時等の報告※1、※2
 - (令和2年6月26日付け教保第545号第13報-③)
 - ①「新型コロナウイルス感染症患者」(症状はないが陽性と診断された者も含む)
 - ②「感染が疑われる保健所または主治医等が検査を指示した者」
 - ③「濃厚接触者」
 - ①～③回答フォームや様式により所管の教育委員会及び教育事務所へ報告すること。
 - ◆学校欠席者・感染症情報システムへの入力
 - 上記①～③及び④「発熱や風邪症状等があり学校長が出席停止と認めた者」については、すみやかに入力すること。
 - ◆その他
 - 上記①が継続する場合は、保健所(帰国者・接触者センター)へ相談するよう促すこと。
 - 臨時休業(休校)措置※3については、患者の登校状況等により必要がない場合もあるため、所管の教育委員会と保健所と相談の上実施すること。
 - 臨時休業の終了※4については、学校の感染拡大状況によって延長の可能性もあるため、所管の教育委員会と保健所と相談の上実施すること。